JOG 光ウイルスガード サービス規約

第1条（規約の適用）

株式会社常口アトム（以下、「当社」といいます。）は、「JOG 光ウイルスガード サービス規約」（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約により JOG 光ウイルスガード（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2　当社は会員（当社が指定する方法にて本サービスの申込みを行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者（以下「利用者」といいます。））に事前の通知を行う事なく、本規約を変更する事があります。本規約を変更した場合には、変更後のサービス規約により本サービスを提供します。変更の内容の詳細については、本サービスのホームページ上に掲示する事により、会員への通知に代えることができる事とします。

第 2 条（契約の単位）

本サービスは、インテル株式会社がその販売権利を有する「マカフィー マルチアクセスソフトウェア」（以下「本ソフトウェア」といいます。）を用いて当社が提供する、パソコンやモバイル端末などの精密機械器具のセキュリティ対策サービスです。

2　１つの本サービスにより最大 3 台のデバイス（パソコンやモバイル等を指し利用が可能な種別については別途提示します。）にセキュリティ対策ソフトウェアをインストールすることが出来るものとします。

第 3 条（サービス内容）

当社は利用者に対し本サービスを提供するために必要な本ソフトウェアのライセンスを付与します。

2　１つの本サービスに対し１つの ID（マイアカウント）及びマイアカウントを確認するためのマカフィーメールアドレス及びマカフィーパスワード（以下総称して、「ログインＩＤ」といいます。）を発行します。

3　利用者はマイアカウントからセキュリティ対策を行うデバイスを管理するものとします。

4　利用者は当社が指定する Web サイトから本ソフトウェアをダウンロードし、インストールと必要な設定を自ら行うものとします。

5　利用者は本規約とは別に本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールについては、本ソフトウェアの権利者であるインテル株式会社が規定する利用規約に同意するものとします。

6　利用者はマイアカウント及びログイン ID を自らの責任において管理するものとし、当社は当該マイアカウント及びログイン ID の利用はすべて会員による利用とみなします。又、当社は、会員がマイアカウント及びログイン ID を第三者に利用され、本サービスの利用があった場合、当社は会員の故意無過失の有無にかかわらずその料金等を会員に請求できるものとし、会員が被る被害等について一切の責任を負わないものとします。

第 4 条（申込等）

本サービスの申込みは、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。

2　本サービスの申込みに対する当社の承諾は、当該申込み手続きが完了し、当社が承諾した時点で本契約が成立するものとします。

3　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供をすることが当社の業務の遂行上又は技術上著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込みをした者が他の当社サービスの料金又は工事に関する費用等（以下、「料金等」といいます。）の支払いを現に怠っている、怠るおそれがある又は過去に怠ったことがあるとき

(3) 本サービスの申込みをした者が、当社による利用停止又は解約をされたことがあるとき

(4) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき

(5) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき

(6) 本サービスの申込みをした者が、接続事業者と契約を締結している者と同一とならないとき又は接続事業者の承諾が得られないとき

(7) 本サービスの支払い方法（クレジットカードまたは口座振替）の登録が完了していない、又は当社指定の債権業者の審査の結果が不可であったとき

(8) その他、当社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき

第 5 条（解約）

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。

2　利用者は、前項の規定に基づき、当社が解約をした時点において発生している料金等について、本規約に基づき支払うものとします。

第 6 条（料金）

本サービスの料金は月額 400 円（税別）です。尚、本ソフトウェアをインストールしない場合であっても、料金が発生します。

また、当月中の解約であっても、料金の日割計算は行いません。

第 7 条（延滞利息）

利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払がない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 8 条（知的財産権）

本ソフトウェアは著作権法および国際条約の規定により保護されています。そのため、本ソフトウェアに帰属する知的財産権は全て、米国マカフィー・インク、またはその供給業者であるインテル及びその他の企業に帰属します。利用者は、本ソフトェアの知的財産権に関する権利が利用者に譲渡されるものではなく、本規約及び本ソフトウェアの利用規約等に明示的に規定されていない限り、本ソフトウェアのいかなる権利も利用者が取得するものではないことを了承します。利用者は本ソフトウェアおよび付属文書の全ての複製物に、本ソフトウェアに表示されるものと同じ財産権が表

示されることに同意します。

第 9 条（禁止行為）

利用者は本サービスの利用につき以下の行為を行わないものとします。

(1) 有償か無償かを問わず、本ソフトウェアの貸与、サブライセンスの付与、貸出、リース、レンタル、再許諾、再販売

(2) タイムシェアリングシステム、サービス事業等による本製品の使用またはその機能の第三者への供与、本約款により許諾された権利の譲渡

(3) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル（ただし適用ある法令によりかかる制限が明示的に禁止されている場合を除きます。）

(4) 全体、部分的を問わず本ソフトウェアの修正または二次的著作物の作成

(5) 本規約に明示されている場合を除く本ソフトウェアまたは付属文書の複製

(6) 本ソフトウェアの知的財産権表示や商標の削除

第 10 条（業務委託先）

当社は、本サービスの提供に際し、当社の義務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第 11 条（サービスの中断および中止）

当社は次の場合において本サービスの全てまたは一部の提供を中止することがあります。

(1) 当社または業務委託先等の保守または工事等やむを得ないとき

(2) サービス提供に必要な電気通信サービスが利用出来ない状態にあるとき

(3) サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき

(4) 天災、事変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき

(5) 利用料金の未納等、その他当社が認めたとき

第 12 条（サービスの終了）

当社は利用者に対し 1 カ月以上前に通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。この場合、サービスの終了に関して当社は利用者その他いかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（免責事項）

不可抗力やシステム上のトラブル等を起因として、本サービスが実施できなかったことにより、利用者に生じた不利益、損害について、当社はその責任を負いません。

2 本ソフトウェアについて、米国マカフィー・インクまたはその供給業者は、いかなる場合でも、いかなる種類の結果的、特別的、派生的若しくは間接的な損害、またはビジネス機会の喪失、信用の損失、業務の中断、コンピューターの誤動作、機能障害に関する損害について、契約責任、不法行為責任その他いかなる法的責任をも負うものではありません。たとえ米国マカフィー・インクがこのような損害の可能性について示唆されていた場合であっても、請求に対する米国マカフィー・インクの責任は、いかなる場合でも、価格表記載の本サービスの料金を超えることはありません。本

条記載の責任の不存在は、米国マカフィー・インクによる不正、またはその故意もしくは過失による死亡または人身障害に対する責任については適用されません。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約に関し、裁判上の紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を第 1 審の専属的方位管轄裁判所とします。

以上

平成 29 年 3 月 1 日

株式会社常口アトム